

## 勧告に基づき引き上げた場合の試算

令和7年度特別区人事委員会勧告の内容を踏まえ、以下のとおり改定を行う。

### (1)月例給与

勧告では若年層に重点を置いた給料月額の引上げとされたことから、職責の重い部長級（一般職の6級）の最高号給の引上げ率を適用し、3.26%引き上げる。

### (2)期末手当

勧告の引上げ率と同率（4.85月→4.90月（1.00%の増））で計算し、0.05月引き上げる。  
 $(3.75 \times 1.010 = 3.79 = 3.80\text{月})$

※現行3.75月⇒3.80月

### (3)現行と引き上げた場合との額・順位比較（令和8年1月1日現在）

(単位：円)

	現 行				引き上げ後 (他区の改定(予定)分も反映)			
	月額	月額順位	年収	年収順位	月額	月額順位	年収	年収順位※
区長	1,164,000	8位	22,601,970	11位	1,202,000	8位	23,435,634	12位
副区長	933,000	8位	18,116,527	12位	963,000	8位	18,775,803	14位
教育長	833,000	11位	16,174,777	13位	860,000	11位	16,767,592	14位
議長	940,000	4位	16,391,250	13位	971,000	6位	17,002,210	14位
副議長	798,000	8位	13,915,125	15位	824,000	10位	14,428,240	16位
委員長	662,000	14位	11,543,625	17位	684,000	14位	11,976,840	17位
副委員長	641,000	7位	11,177,437	15位	662,000	7位	11,591,620	15位
議員	618,000	11位	10,776,375	15位	638,000	12位	11,171,380	15位

※検討中の区は改定前の数値で算出

### 【参考】算出方法

区長、副区長、教育長	
給与	期末手当
(月額+地域手当)×12月 ※地域手当=月額×12%	(月額+地域手当+職務加算+監督者加算)×支給月数 ※地域手当=月額×12%、職務加算=(月額+地域手当)×20%、監督者加算=月額×25%

議長、副議長、委員長、副委員長、議員	
給与	期末手当
月額×12月	(月額+職務加算)×支給月数 ※職務加算=月額×45%